

第2章 環境保全対策の総合的な取組の推進

20世紀後半からの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動や生活様式の定着、都市化の進展により、生活排水による河川等の汚染や廃棄物問題、化学物質による環境汚染、更には身近な緑の減少など様々な形で環境問題が顕在化しています。

また、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模での環境問題も顕在化し、地球の生態系にも大き

な脅威を与えている状況にあります。

これらの問題を解決していくためには、経済社会システムの見直しやライフスタイルの変革に向けて、県民、事業者、行政が共通の認識に立ち、それぞれの役割を果たしていくことが重要であり、長期的な視野に立ち、各種の環境施策を総合的、計画的に進めていく必要があります。

第1節 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

本県の環境行政の基本的方向については、平成8年12月に制定した「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」において定められています。

本条例は、本県の環境行政の基本理念、県民、事業者、行政の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成8年3月に策定した「青森県環境基

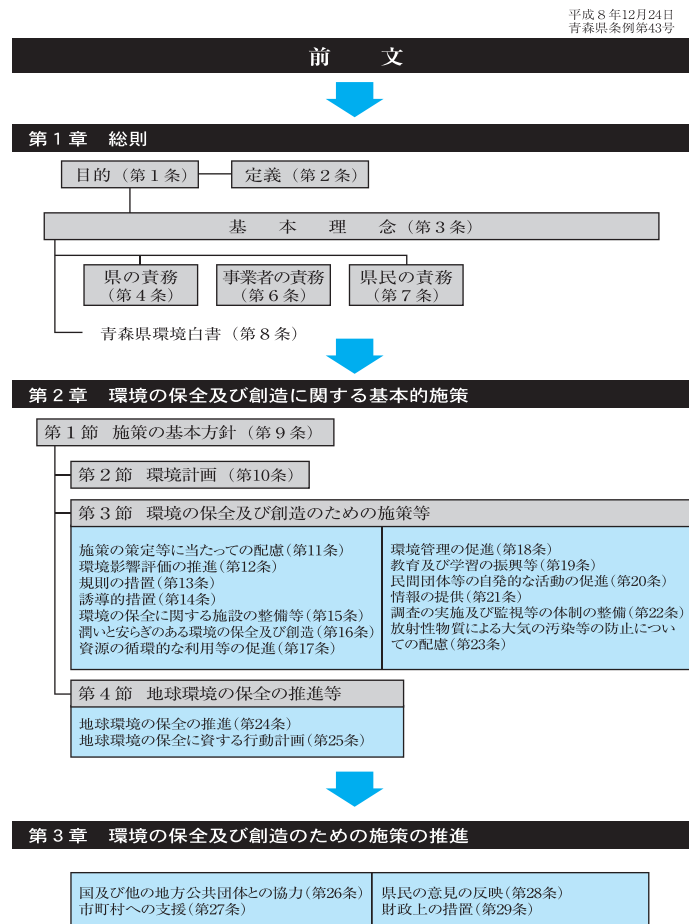
本構想」の考え方を踏まえ制定したものです（図1-2-1）。

本条例では、新たな環境施策を推進するために次の4つを基本理念として定めています。

<基本理念>

- 1 健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
- 2 人と自然との調和の確保
- 3 持続的発展が可能な社会の構築
- 4 地球環境の保全の推進

図1-2-1 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例



資料：県環境政策課

第2節 青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦

1 計画の基本的な考え方

「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」（計画期間：2019年度～2023年度）は、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性について総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針であり、「人口減少克服」を最重要課題に位置付け、本県を取り巻く社会経済環境や今後の展望等を踏まえた2030年のめざす姿を県民と共有し、日本、世界から「選ばれる青森県」の実現に向けて取り組んでいくための計画です。

これまでの取組により、本県の強みである農林水産分野や観光分野は成長を続け、「経済を回す」仕組みづくりが着実に成果をあげるとともに、課題である県民の健康づくりなどについても、明るい兆しが見えています。

一方で、本県を取り巻く社会経済環境は、人口減少と少子化、高齢化の一層の進行、労働力不足、すぐそこに迫る超高齢化時代、グローバル化の更なる進展など、大きく変化しています。

特に、AIやIoT等の第4次産業革命は、産業構造や雇用環境の転換に加え、私たちの暮らしや生き方、働き方にも劇的な変化を及ぼすことが予想されます。

この計画では、まさに時代の転換点とも言える急激な環境変化に対応していくため、本県の「多様性」と「可能性」を示しながら、人口が減少しても安心して暮らせる、持続可能な青森県づくりをめざしています。

2 2030年における青森県のめざす姿

計画では、2030年におけるめざす姿として、「『生業（なりわい）』と『生活』が好循環する地域へ～世界が認める『青森ブランド』の確立～」を掲げています。

この「青森ブランド」とは、県産品のブランド化のみを指すのではなく、青森県の「生業（なりわい）」と「生活」が一体となって生み出す価値の総体を指します。具体的には、「買ってよし（ビジネスの対象としての価値）」、「訪れてよし（観光・交流対象としての価値）」、「住んでよし（生活対象としての価値）」の3種類の価値を備え、自然、歴史、文化、食、祭り、人材など、本県が有する多様な地域資源そのもの、そして、これらの地域資源に囲まれて暮らす私たち青森県民の日々の生活が、県外・海外から高く評価される状態をめざすものです。

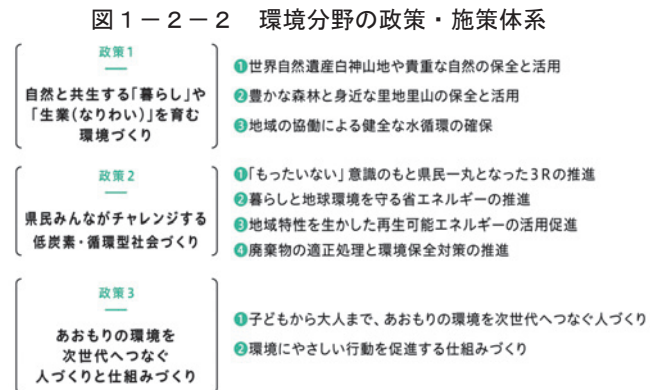
「青森ブランド」の確立に向けて、「産業・雇用」、

「安全・安心、健康」、「環境」、「教育・人づくり」の4分野を設定するとともに、それぞれの分野ごとに「めざす姿」を掲げ、体系化された政策・施策に基づき、めざす姿の実現に向けた取組を推進します。

3 環境分野の政策・施策体系

環境分野では、本県が、国際社会の一員として地球環境の保全に貢献するとともに、本県の豊かな自然や生活環境を未来につないでいくことをめざし、県民一人ひとりの環境問題への意識を更に高め、県民、事業者、行政等のあらゆる主体が一丸となって取り組んでいくための方向性を示しています。

環境分野に掲げる3政策9施策は以下のとおりです。



4 取組の重点化

2030年のめざす姿の実現に向けて、限られた行財政資源を有効に活用しながら、4つの分野の政策・施策体系に掲げる取組を効果的かつ分野横断で展開していくため、5つの戦略プロジェクトを設定し、取組の重点化を図ることとしています。

戦略プロジェクトとは、人口減少克服に向けて、4つの分野を横断し、特に重点的に取り組むべきテーマです。これまでの取組により成果が現れている分野については一層強化し、課題等には的確に対応していくため、5つの戦略プロジェクトにより、人口減少が続く中であっても、平均寿命の延伸や交流人口の拡大、生産性の向上などにより、その影響をできるだけ抑え、伸ばしていく「県内総時間」の拡大の視点を持ちながら、人口減少克服に向けた取組を進め、「ここに生まれてよかった」、「ここで暮らしてよかった」と思える青森県づくりをめざします。

図1-2-3 5つの戦略プロジェクト



5 SDGsの理念を踏まえた各種施策の展開

経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決することをめざすSDGs（持続可能な開発目標）への取組が国際社会全体で進められています。

世界共通の目標であるSDGsの視点を踏まえて取組を進めていくことは、本県が「世界が認める青森ブランドの確立」をめざし、世界から選ばれる地域となる上で重要であることから、この計画においても、SDGsの理念を踏まえて各種施策を展開していくこととしています。

図1-2-4 SDGs（持続可能な開発目標）のロゴ



第3節 青森県環境計画

1 青森県環境計画の策定

様々な環境問題が顕在化している中で、本県においても、すべての県民の参加と連携による日常生活及び経済活動と環境との調和を図りながら、良好な環境を保全し、創造することによって将来世代に引き継いでいくとともに、地球規模の環境問題に地域レベルから適切に対応していくため、平成8年12月に制定した青森県環境の保全及び創造に関する基本条例第10条の規定に基づき、平成10年5月に青森県環境計画を策定しました。

平成19年3月に第二次青森県環境計画、平成22年3月に第三次青森県環境計画、平成25年3月に第四次青森県環境計画、そして平成28年度3月には第5次青森県環境計画を策定しました。

また、令和2年3月に第6次青森県環境計画を策定し、各種施策を推進しています。

2 第6次青森県環境計画

第6次青森県環境計画では、青森県基本計画の環境分野におけるめざす姿の実現に取り組むため、2030年のめざす姿や重点的に取り組む視点を掲げるとともに、第5次環境計画の取組結果を踏まえて、6つの施策を柱とする26の施策を設定しています（図1-2-5）。

第5次環境計画との主な変更点は、

- ①環境を取り巻く世界や国の動きを反映させたこと(持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を取り入れ、各施策とSDGs(17の目標)との関係を明記、世界的なプラスチックごみ問題を背景とする国のプラスチック資源循環戦略や食品ロス削減法の公布等を踏まえた施策を明記)
- ②「環境指標」を分かりやすく整理したこと(「目標設定指標(目標値を設定・37指標)」と「モニタリング指標(現状や経年推移を観測・27指標)」に分けて掲載)となっています。

なお、本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等に関する行動計画としても位置付けています。

図 1-2-5 第 6 次青森県環境計画における「2030年のめざす姿」と政策・施策の体系等

1 2030年のめざす姿

(1) 基本目標

自然との共生、脱炭素・循環による持続可能な地域社会の形成

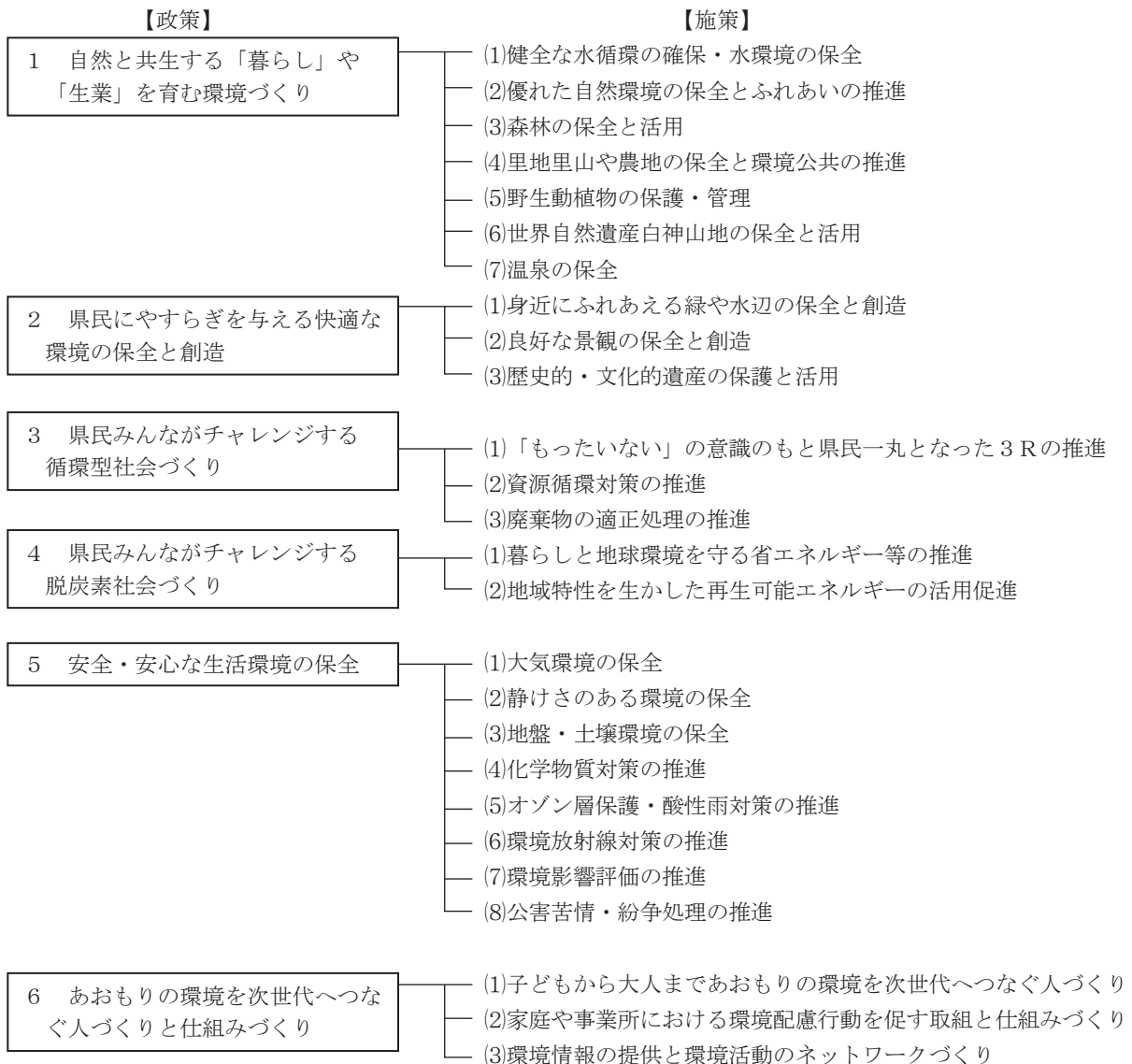
(2) めざす姿

- ①自然と共生する暮らし
- ②持続可能な脱炭素・循環型社会
- ③環境にやさしい青森県民

(3) 重点的に取り組む視点

- ①山・川・海をはじめとする自然環境の保全
- ②県民総参加による脱炭素・循環型社会づくりの推進
- ③子どもから大人まで環境を守り・つなぐ人づくりと仕組みづくり

2 政策(6)・施策(26)の体系



第4節 青森県地球温暖化対策推進計画

1 計画策定の経緯

本県では、2001（平成13）年4月に、県内における地球温暖化対策を計画的・体系的に推進するための初めての計画となる「青森県地球温暖化防止計画」を策定し、また、2011（平成23）年3月には、二期目の計画として「青森県地球温暖化対策推進計画」を策定しました。

その後、2015（平成27）年のCOP21における「パリ協定」の採択や、我が国における2016（平成28）年5月の地球温暖化対策計画策定など、国内外の情勢を踏まえ、2018（平成30）年3月に同計画を改定し、取組を進めてきました。

2018（平成30）年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書では、世界の平均気温の上昇を工業化以前に比べ1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050（令和32）年頃には正味ゼロにする必要があることが示され、この報告書を受け、世界各国で2050（令和32）年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

我が国では、2020（令和2）年に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021（令和3）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正したほか、「地球温暖化対策計画」を改定し、2030（令和12）年度において、温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標が示されました。

県では、2021（令和3）年2月には、県議会定例会において、気候が危機的状況にあるとの認識のもと、「2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指して取り組む」ことを県として表明しました。また、同年4月には、県民、事業者、各種団体、行政機関等で構成する「もったいない・あおり県民運動推進会議」において、「あおり脱炭素チャレンジ宣言」を採択し、2050（令和32）年までの脱炭素社会の実現を目指し、自ら考え、率先し、関係者が一丸となって、さらなるチャレンジに取り組むこととしました。

2023（令和5）年3月、このような国内外で生じた新たな動向や現行計画の取組状況等を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けて更なる取組を進めるため、2030（令和12）年度までの新たな温室効果ガスの削減目標を設定するなどの見直しを行い、本計画を改定しました。

2 計画の概要

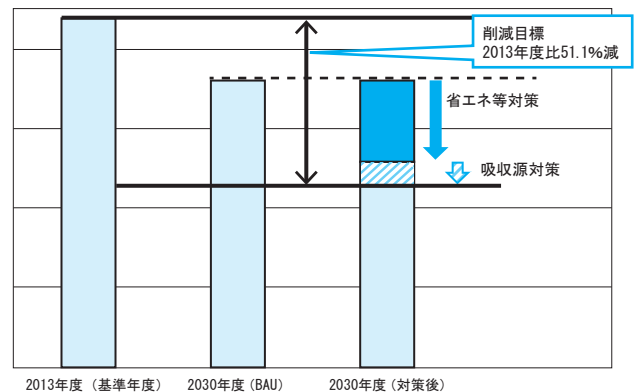
改定計画では、豊かな暮らしと希望にあふれる脱炭素社会の実現に向けて、環境と経済の好循環を生み出し、本県が直面する経済・社会課題の解決と環境保全の両面に資するよう施策を推進することとしています。

計画期間は2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの8年間とし、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で51.1%削減すること（図1-2-6）、再生可能エネルギーを2030年度までに自家消費型等により1.34億kWh相当導入することを計画の目標に掲げています。

また、取組の基本方針として以下の4つを設定しています。

- ・方針1 徹底した省エネルギー対策の推進
- ・方針2 再生可能エネルギー等の導入拡大
- ・方針3 吸収源対策の推進
- ・方針4 環境教育・県民運動の推進

図1-2-6 青森県地球温暖化対策推進計画
における温室効果ガス排出量削減目標



注) BAU (Business as Usual) …現状から特段の対策を行わない場合の将来予測

資料: 環境政策課

図 1-2-7 青森県地球温暖化対策推進計画における施策の体系

取組方針・主な施策		部門等
(1) 徹底した省エネルギー対策の推進		
【くらし】	①家庭における省エネルギーの推進	家庭 運輸
	②住宅の省エネルギーの推進	
	③自動車の使用による環境負荷の低減	
【しごと】	④脱炭素経営への取組支援	産業 業務その他 運輸
	⑤事業活動における省エネルギーの推進	
	⑥建築物の省エネルギーの推進	
	⑦物流における省エネルギーの推進	
【まち】	⑧公共施設の脱炭素化	業務その他 運輸
	⑨地域公共交通機関・自転車等の利用促進	
	⑩自動車交通における環境負荷の低減	
(2) 再生可能エネルギー等の導入拡大		
①再生可能エネルギー（電気・熱）の導入促進		部門横断
②脱炭素燃料の利活用の促進		
(3) 吸収源対策の推進		
①間伐や再造林等による適切な森林整備の促進		吸収源対策
②森林資源の循環利用の促進		
(4) 環境教育・県民運動の推進		
①環境教育の推進		部門横断
②県民運動の推進		
⑤ その他温室効果ガス排出削減の推進		部門横断

第5節 青森県気候変動適応取組方針

1 計画の策定

本県では、2018（平成30）年3月に改定した「青森県地球温暖化対策推進計画」（以下「県温対計画」という。）において、目指す姿として「あらゆる主体の連携・協働による、青森県の地域特性を活かした、安全・安心、快適で暮らしやすい低炭素社会の形成」を掲げ、緩和策に加え、本県の適応に係る今後の方向性として、施策の整理、進行管理の仕組みを検討した上で推進していくこととしました。これを踏まえ、2021（令和3）年3月、本県における気候変動への適応策を取りまとめた「青森県気候変動適応取組方針」（計画期間：令和3年度～7年度）を策定しました。

2 計画の内容

本取組方針は、本県の気候の現状及び国の気候変動適応計画等を踏まえ、本県で気候変動の影響が既に生じている項目、もしくは、今後影響が生じると考えられる項目について、その影響の回避・軽減に向けた適応策として、県の現在の取組と今後の方向性を取りまとめたものです。

取組方針の推進に当たっては、有識者などで構成する「青森県地球温暖化対策推進協議会」において取組状況を共有するとともに、知事を本部長とする「あおもり地球温暖化対策庁内推進本部」において部局横断的な取組を推進していきます。

図1-2-8 本県における気候変動の影響と適応策

〈7分野38小項目〉分野ごとの気候変動の影響と適応策(主なもの)

No.	分野	小項目	気候変動の影響 (○：現状、●：将来)	適応策 (◇：既存施策、◆：今後の方向性)
1	農業・ 林業・ 水産業 (12小項目)	水稻	○夏季高温による胴割米の発生	◇高温耐性品種の開発
		野菜	○集中豪雨によるハウス等への浸水等による生育不良や品質低下の発生	◆営農活動で可能な排水対策技術の開発
		果樹	○気温上昇によるリンゴの日焼け果の発生	◇早期適正着果・適切な葉摘みの実施
		病害虫・雑草	○低温寡照によるいもち病や高温性病害虫の多発	◆病害抵抗性品種の開発拡大・新たな防除技術の開発拡大
		木材生産 (人工林等)	○森林病害虫被害の発生（松くい虫被害）	◇本県に適した優良品種、マツ材線虫病抵抗性品種及び育種技術の開発
		回遊性魚介類	○産卵場の水温変化によるスルメイカの漁獲量の減少	◇スルメイカの代替魚種としてのアカイカの効率的な漁場探査手法の開発
		増養殖等	●水温上昇によるホタテガイの沖側深水深帯でしか養殖できなくなる可能性	◇高水温時のホタテガイ養殖作業（稚貝分散や入替作業など）の改善
2	水環境・ 水資源 (4小項目)	湖沼・ダム等	●水温上昇による水質悪化の可能性	◇公共用水域の水質調査
3	自然生態系 (10小項目)	野生鳥獣	○ニホンジカなど指定管理鳥獣の目撃数の増加	◆第二種特定鳥獣管理計画に基づく順応的管理の推進等
4	自然災害・ 沿岸域 (4小項目)	(共通)	(自然災害全般)	◇青森県地域防災計画に基づく各種訓練の実施による関係機関との連携強化
5	健康 (3小項目)	熱中症等	○熱中症による救急搬送者件数の増加	◇県立学校の普通教室等への冷房設備等設置
		節足動物媒介感染症	○デング熱を媒介するヒトスジシマカの生息域北限の北上	◇県ホームページでのデング熱に関する情報提供
6	産業・ 経済活動 (2小項目)	エネルギー需給	○台風・集中豪雨等の自然災害を起因とした大規模停電の発生	◇非常時における電源供給に対応した自立分散型エネルギーシステムの導入促進
		レジャー	○自然災害の発生	◇観光ウェブサイト等を活用した災害情報の発信
7	国民生活・ 都市生活 (3小項目)	水道、交通等	○記録的な豪雨による地下浸透、停電等の発生	◇浸水対策、停電対策を含めた、計画的な水道施設の強靱化
		県民、事業者等への普及啓発	(適応に関する普及啓発が必要)	◇県民向け普及啓発パンフレットの作成・配布、イベントの実施 ◇市町村向け適応セミナーの実施

資料：県環境政策課

第6節 第4次青森県循環型社会形成推進計画

1 計画の概要

本県では、天然資源の消費を抑え、環境への負荷の低減が図られるという、本県の地域性を生かした循環型社会の形成を目指し、平成18年3月に「青森県循環型社会形成推進計画（第1次計画）」を策定して以降、平成23年3月に第2次計画、平成28年3月には第3次計画を策定し、様々な取組を行ってきました。令和3年3月には、引き続き施策を効果的かつ計画的に進めるため「第4次青森県循環型社会形成推進計画」（計画期間：令和3年度～7年度）を策定しました。

この計画は、目指すべき循環型社会のイメージ及び循環型社会を実現するための目標を定め、県、市町村、事業者、県民等の各主体が果たすべき役割と取組を示したものであり、次のように位置づけています。

- ① 廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理計画」
- ② 循環型社会形成推進基本法に基づく「循環型社会の形成に関する施策を定める計画」
- ③ 食品ロス削減推進法に基づく「食品ロス削減推進計画」
- ④ 本県におけるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に係る方針を示す「ごみ処理広域化・集約化計画」

2 廃棄物の現状と目標

(1) 一般廃棄物

一般廃棄物についての本県の令和3年度の状況は、

- ① 1人1日当たりの排出量が1,002g（全国890g）
- ② リサイクル率が14.2%（全国19.9%）
- ③ 1人1日当たりの最終処分量が111g（全国74g）となっています。

「第4次青森県循環型社会形成推進計画」では、令和7年度までに、①1人1日当たりの排出量940g、②リサイクル率17%（民間回収を合わせた県全体のリサイクル率は34%）、③1人1日当たりの最終処分量85gにするとの目標を掲げています。一般廃棄物の排出状況等について、全国値との開きを縮小するため、ごみの排出抑制、リサイクル率の向上、最終処分量の削減に向け、市町村と連携した取組をさらに進めていく必要があります。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物について平成30年度の状況を平成25年度と比較すると、

- ① 排出量は、294万9千トンから316万2千トンと増加しています。この理由として、建設業と電気・水道業の排出量が増加したことが要因と考えられます。令和7年度における目標は平成30年度より約0.4%増の317万4千トンに抑制することとしており、今後も発生抑制の取組を進める必要があります。
- ② 再生利用量は、140万1千トンから152万トンに増加しています。この理由として、再生利用率の高い建設業からの排出量の増加が主な要因と考えられます。令和7年度までの目標は152万4千トンであり、目標達成に向け再生利用推進を図る必要があります。
- ③ 最終処分量は、6万1千トンから7万1千トンに増加しています。この理由として、製造業と建設業の最終処分量が増加したことが要因と考えられます。令和7年度における目標は7万トンとなっており、今後もさらに3Rの取組を進め、最終処分の抑制を図る必要があります。

3 本県が目指す循環型社会のイメージと計画の推進

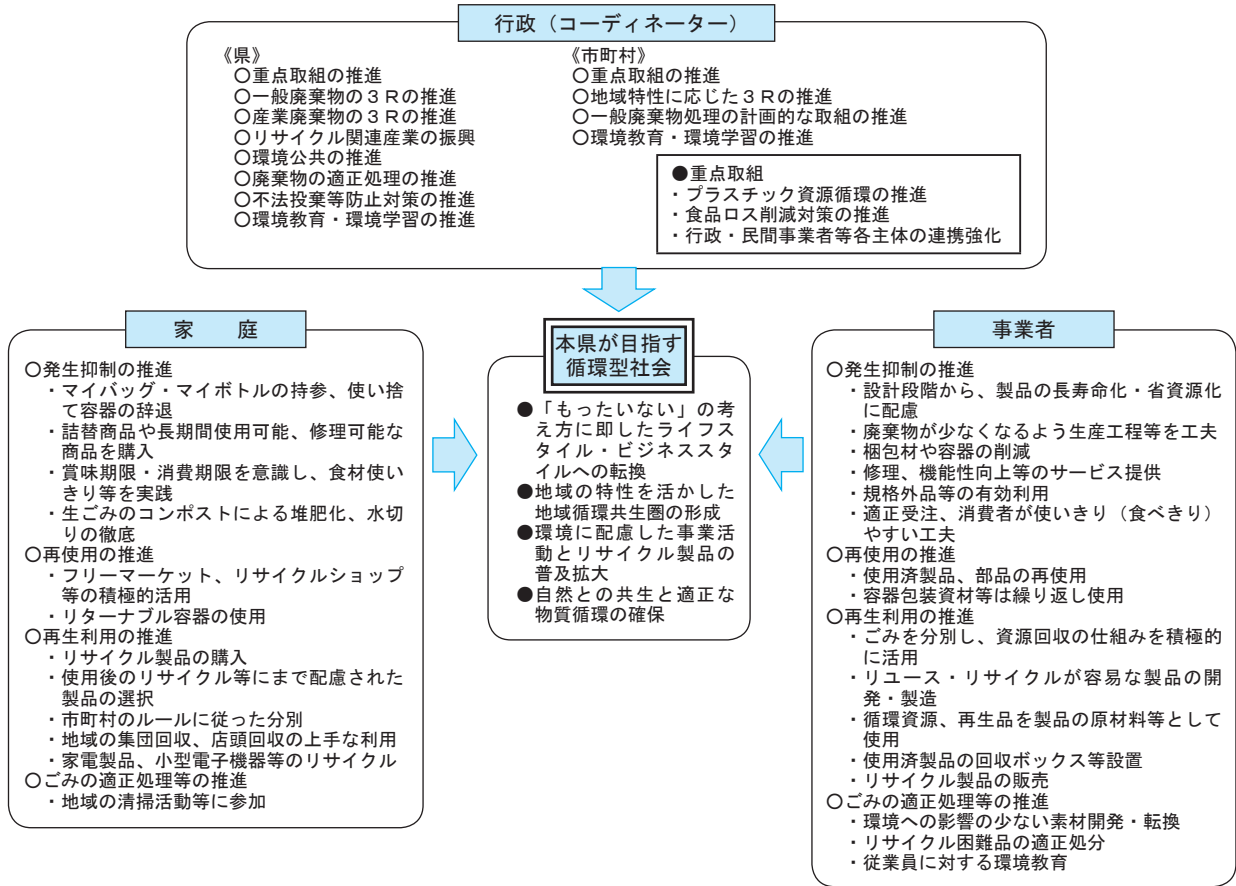
本県が目指す中長期的な循環型社会の姿を次のようにイメージし、その実現に努めます。

- ① 「もったいない」の考え方に即したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
- ② 地域の特性を活かした地域循環共生圏の形成
- ③ 環境に配慮した事業活動とリサイクル製品の普及拡大
- ④ 自然との共生と適正な物質循環の確保

県は県内全体を対象とする広域的な視点から、また、市町村は地域の特性を踏まえ、地域に密着した取組をすることを基本とし、それぞれの立場に応じたコーディネーターとしての役割を果たしていく必要があります。

また、循環型社会づくりの担い手である県民、事業者、NPO等の民間団体の各主体も、それぞれの役割の下、県民総参加で主体的に循環型社会形成のための目標実現を目指して取り組んでいくことが必要です（図1-2-9）。

図1-2-9 本県が目指す循環型社会と各主体の役割・取組



第7節 県の率先行動

1 環境マネジメントシステム

今日の環境問題は、日常生活や事業活動と密接に関連しており、その解決に向けて社会全体での取組が求められています。

環境マネジメントシステムは、事業者において毎日の事業活動を行いつつ、事業活動から生じる環境への負荷を継続的に低減していく仕組みとして、これまで多くの企業や自治体で導入されています。

本県では、平成13年3月にISO14001の認証を取得し、組織として環境保全に対する取組を推進してきましたが、平成22年3月でISO14001の認証を終了し、平成22年度からは、これまでのノウハウを生かし効率化を図った環境マネジメントシステム（地球にやさしい青森県行動プラン）を構築し、引き続き環境への負荷の低減に努めています。

2 地球にやさしい青森県行動プラン

平成11年4月に施行された地球温暖化対策推進法で

は、地方公共団体に対して自らの事務・事業における温室効果ガス排出量の削減を目的とした実行計画の策定を義務付けています。

県では、平成10年3月に知事部局を対象として「青森県環境保全率先行動計画」を策定し、自らの環境負荷低減に向けた取組を進めてきたところですが、同法に基づく実行計画として、内容の充実強化を図るとともに、対象範囲を県のすべての機関に拡大し、平成12年9月に新たな行動計画となる「地球にやさしい青森県行動プラン（第1期計画）」を策定しました。

第1期計画（計画期間：平成12～16年度）では、県の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を平成11年度を基準として平成16年度までに7%削減することを目標としていましたが、電気使用量の増加などにより基準年度比2.4%の削減にとどまったことから、第2期計画（計画期間：平成17～21年度）では、平成16年度を基準として平成21年度までに4.7%削減（第1期計画の未達成分を削減）することを目標とし、省エネルギー・省資源対策を推進した結果、16.3%の削減となりました。

第3期計画（計画期間平成22年度～26年度）では、平成21年度を基準として、温室効果ガスの排出量を平成26年度までに5.0%削減することを目標として取組を進めた結果、平成26年度実績では基準年度比5.7%の削減となりました。

第4期計画（計画期間：平成27年度から令和元年度）では、平成26年度を基準として、温室効果ガスの排出量を令和元年度までに5.0%削減することを目標として取組を進めた結果、令和元年度実績では、基準比2.5%削減となりました。

令和2年度に策定した第5期計画（計画期間：令和2年度～6年度）では、令和元年度を基準として、温室効果ガスの排出量を令和6年度までに5.0%削減することを目標としており、令和4年度実績では、電気使用量は基準年度比2.6%の増、重油使用量が同比16.5%の減、灯油使用量が同比11.7%の減となり、全体として温室効果ガス排出量は同比8.6%減となりました。（資料編表6）。

第5期計画に基づき取組を推進してきましたが、国の地球温暖化対策推進計画改定による温室効果ガス排出量削減目標の引き上げ（△26%→△46%）や、2050年までに脱炭素社会実現をめざす「あおり脱炭素チャレンジ宣言」等を踏まえ、第5期計画を前倒しで見直し、令和5年3月に第6期計画（令和5年度～令和12年度）を策定しました。平成25年度を基準として、温室効果ガスの排出量を令和12年度までに50%削減することを目標として、取組を推進していきます。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が平成13年4月に全面施行されたことを受け、平成14年度から「青森県環境物品等調達方針」を策定し、本プランで優先的購入に取り組んできた物品等に加え、国がグリーン購入法に基づき特定調達品目として定めた物品、役務、設備、公共工事も新たに対象として、これらの調達に取り組んでいます（資料編表7）。

第8節 北海道・北東北三県の連携

青森県、岩手県及び秋田県の北東北の知事が一堂に会し、共通の政策課題等について意見交換を行うことにより、相互の連携及び交流の促進を図り、もって本地域の発展に資することを目的に、1997(平成9)年度から北東北知事サミットが開催されています。2001(平成13)年度

の第5回知事サミットからは、さらに北海道も加わり4道県の知事サミットとして開催されています。

なお、これまで環境分野に係る合意がなされたサミットの開催概要は表1-2-1、合意事項は表1-2-2のとおりです。

表1-2-1 知事サミット開催概要（関係分）

サミット名	開催時期	開催地	テーマ	環境関連合意事項数
第2回北東北知事サミット（3県）	H10.10.22	岩手県滝沢村	環境	6項目
第4回北東北知事サミット（3県）	H12.10.16	青森県黒石市	食料・子ども	1項目
第5回北海道・北東北知事サミット	H13.9.14	岩手県花巻市	循環型社会形成に向けて	6項目
第6回北海道・北東北知事サミット	H14.8.23	秋田県小坂町	21世紀型の健康	2項目
第12回北海道・北東北知事サミット	H20.8.29	青森県青森市	環境とエネルギー	1項目

資料：県環境政策課

表1-2-2 知事サミット合意事項一覧（関係分）

第2回北東北知事サミット合意事項（平成10年度）	
1 3県の連携・協力に向けた仕組みづくり	1 「北東北環境フォーラム」の設置
	2 共同研究開発に向けた仕組みづくり
	3 環境情報ネットワークシステムの構築
2 環境教育・自然とのふれあいの推進	1 「子ども環境サミット」の開催
	2 児童向け啓発冊子の作成等
	3 自然とのふれあい促進
3 中山間地域の維持と「環境の世紀」にふさわしい産業の確立	1 公益的機能の保持と国民的なコンセンサスの形成
	2 環境調和型産業の振興
	3 持続可能な森林経営に向けた調査・研究
	4 多自然居住地域の形成

4 北東北の恵まれた自然環境の保全・創造	1 「緑のランドデザイン」の策定 2 十和田湖の水質保全対策の推進
5 ゼロエミッション型社会の構築	1 3県の率先行動 2 廃棄物の再資源化・再利用の促進
6 環境ホルモン等の環境問題への対応	1 地球環境問題に関する共同研究等 2 いわゆる環境ホルモン等の化学物質に関する調査・研究
第4回北東北知事サミット合意事項（平成12年度）	
1 産業廃棄物対策の広域的な対応	1 広域的な産業廃棄物対策を推進するための体制整備 2 3県連携による産業廃棄物不適正処理の監視指導 3 災害廃棄物等に備えた県境を越えた広域的な処理体制の構築 4 県境地域における不法投棄等情報ネットワークの構築 5 不法投棄等に関与する隣県の業者、施設等への立入検査等の連携
第5回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成13年度）	
1 水と緑を守る条例の整備への取組と税制研究	・森や川、海などにかかわる環境保全に関する条例の整備 ・諸施策の財源確保等に係る新税の創設に関する共同研究
2 二酸化炭素削減目標への対応	二酸化炭素排出量及び吸収量の算定手法、削減対策の効果を検証する手法等に関する調査研究
3 農業用廃プラスチック問題への対応	農業用廃プラスチックのリサイクルの推進のための情報交換、共同の取組
4 食品廃棄物のリサイクル問題への対応	食品廃棄物の処理体制、リサイクル手法等の検討、情報ネットワークの構築
5 地域資源のエネルギーとしての有効利用	地域資源を活用したバイオマスエネルギーに係る研究情報の交換や成果の共有化、共通課題の解決に向けた取組
6 経済的手法等の活用による産業廃棄物対策	産業廃棄物税や搬入課徴金による経済的手法を活用した制度整備、県外搬入事前協議の義務化等の取組
第6回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成14年度）	
1 「十和田湖水質・生態系改善行動指針」に基づく取組の強化	汚濁負荷削減のための調査研究を行うなどの取組を推進
2 経済的手法等の活用による産業廃棄物対策	1 産業廃棄物の埋立量に応じて課税する枠組みのもと、産業廃棄物減量化・リサイクル促進税制に係る制度の整備を平成14年度中に行う。 2 搬入事前協議の条例化及び環境保全協力金制度の整備を平成14年度中に行う。
第12回北海道・北東北知事サミット合意事項（平成20年度）	
1 持続可能な社会の実現に向けた北海道・北東北行動宣言	1 北海道・北東北地球温暖化対策推進本部（仮称）の設置 2 再生可能エネルギー導入先進地域の形成に向けた取組の推進 3 森林環境の整備促進に向けた情報の共有化 4 有用資源リサイクルの促進

資料：県環境政策課

第9節 環境保全基金事業

都市・生活型公害及び地球環境問題に象徴される現在の環境問題は、我々の日常生活及び社会経済活動に深く関わっているため、個人、企業、団体等社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの役割を理解し、環境に配慮した取組を積極的に推進する必要があります。

このため、県民に対する環境保全に関する知識の普及啓発及び地域住民が行う環境保全のための実践活動に対

する支援等により環境の保全を図ることを目的として、県では、平成2年3月に2億円の国庫補助を得て、4億円の「青森県環境保全基金」を設置しました。

その後、平成4年11月に6億円、平成5年3月に5億円、平成5年4月に5億円、平成7年3月に10億円を積み増して総額30億円とし、その運用益を原資とした事業の充実・拡大を図り、地域に根差した様々な環境保全活

動を展開してきました。

さらに、平成21年度からは、県の厳しい財政状況を踏まえるとともに、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減、廃棄物のリサイクルなどの取組の一層の強化や、県境不法投棄事案への対応など、県として喫緊の課題である環境保全対策に重点的に取り組むため、従来の運用益を原資とする果実運用型から、基金そのものを処分することができる取崩型の基金に転換したところであり、平成25年度までに緊急の環境保全対策として、あおもりの環境を創造する人づくり、省エネルギー型の地域社会

第10節 公害防止協定

1 公害防止協定の意義

公害防止協定は、公害の防止を主な目的として地方公共団体又は地域住民と企業との間で締結されるもので、協定書、覚書、確約書等その名称は様々です。

公害防止協定は、法律及び条例による一律的な規制に比べ地域の実情に即したきめ細かな公害防止対策が実施できること、法律や条例による規制だけでは不十分と認められるときにそれを補完するものとして有効であることなどから、その機能が重要視されています。

本県においても、市町村等と企業との公害防止協定締結を推進するとともに、県自ら、公害防止のため必要と認められる企業と公害防止協定を締結しています。

第11節 公害防止管理者等

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」は、特定工場において、公害防止に関する専門的知識及び技能を有する公害防止管理者と業務を統括管理する公害防止統括者等からなる公害防止組織の設置を義務付

け、廃棄物の3Rの推進、廃棄物の適正処理などの各種事業に活用するため、10億円を処分しました。

平成30年1月に、地域環境保全基金の適正な管理等について環境大臣から通知が発出され、この中で基金事業の終了時期について「2028年3月31日（2027年度末）を超えない範囲内」と示されたことから、平成30年6月に青森県環境保全基金実施計画書を作成し、基金を2027年度末までに全額活用することとしました。

令和4年度は、この計画に基づいて184,952千円を取り崩し、事業に充当しました。

2 公害防止協定の締結状況

令和5年3月31日現在の県内の公害防止協定の締結件数は168件であり、このうち県、市村及び企業の3者が当事者となっているものが13件、市町村と企業が当事者となっているものが137件、地域住民等と企業が当事者となっているものが8件、市町村、地域住民等及び企業の3者が当事者となっているものが4件となっています（資料編表8）。

けています。

令和5年3月31日における特定工場数は84工場であり、公害防止管理者等の選任に係る届出状況は、資料編表9のとおりです。

第12節 各種審議会等

1 青森県環境審議会

本県における公害防止対策に関する重要事項を調査審議するため、昭和41年7月に青森県附属機関に関する条例により青森県公害対策審議会が設置され、昭和42年8月の公害対策基本法の施行に伴い、同法に基づく附属機関とされました。

昭和60年7月には、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理合理化等に関する法律が公布されたことによって、水質汚濁防止法の一部改正が行われたことか

ら、昭和61年1月12日に青森県水質審議会が青森県公害対策審議会へ統合されました。

また、平成5年11月19日に公布・施行された環境基本法及び環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、青森県附属機関に関する条例及び規則の一部改正を行い、平成6年8月1日をもって青森県公害対策審議会を廃止し、新たに青森県環境審議会を設置しました。

さらに、平成18年9月1日には、青森県環境審議会と青森県自然環境保全審議会との統合により、新たに青森

県環境審議会を設置しました。

青森県環境審議会の担当する事務は、環境基本法第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等をする事、自然環境保全法第51条第2項の規定により、温泉法及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づきその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県

における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議することです。

同審議会は、令和5年3月31日現在、学識経験を有する者30人、温泉に関する事業に従事する者1人の計31人で組織しています。

令和4年度の開催状況は、表1-2-3のとおりです。

表1-2-3 青森県環境審議会の開催状況

回次	開催年月日	区分	審議等事項
第39回	R4.9.8	諮問	(1) 青森県第二種特定鳥獣管理計画（第1次イノシシ）（案）について (2) 青森県指定権現崎鳥獣保護区権現崎特別保護地区計画書（案）について
第40回	R4.12.22	諮問	(1) 青森県公害防止条例におけるボイラー規制の見直しについて (2) 青森県立自然公園条例の一部改正（案）について
		報告	(1) 令和3年度における第6次青森県環境計画の取組状況等点検・評価結果について (2) 令和4年度版環境白書について (3) 青森県地球温暖化対策推進計画の改定について
第41回	R5.2.16	諮問	(1) 青森県地球温暖化対策推進計画（改定案）について (2) 令和5年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）について (3) 令和5年度地下水の水質の測定に関する計画（案）について
		報告	(1) 青森・岩手県境不法投棄事案について

資料：県環境政策課

2 青森県環境影響評価審査会

青森県環境影響評価条例の規定により環境影響評価に関する事項を調査審議するため、平成11年12月から青森県附属機関に関する条例に基づき設置されています。

同審査会は、令和5年3月31日現在、学識経験者20人で組織しています。

令和4年度の開催状況は、表1-2-4のとおりです。

表1-2-4 青森県環境影響評価審査会部会の開催状況

回次	開催年月日	区分	審議等事項
第1回	R4.5.12	諮問 答申	(仮称) ウィンドファーム野辺地環境影響評価方法書に対する意見について
第2回	R4.6.16	諮問 答申	(1) (仮称) 鱒ヶ沢洋上風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見について (2) (仮称) 青森県つがる市・鱒ヶ沢町沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について
第3回	R4.7.8	諮問 答申	(仮称) 玉清水ウィンドファーム環境影響評価方法書に対する意見について
第4回	R4.7.29	諮問 答申	(仮称) 青森沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見について
第5回	R4.10.20	諮問 答申	(1) (仮称) 今別ウィンドファーム事業環境影響評価方法書に対する意見について (2) (仮称) 深浦ウィンドファーム事業環境影響評価方法書に対する意見について
第6回	R4.10.27	諮問 答申	(1) (仮称) 平内町陸上風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見について (2) (仮称) 野牛ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書に対する意見について
第7回	R4.12.14	諮問 答申	(仮称) 深浦第二風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について
第8回	R5.1.19	諮問 答申	(1) (仮称) 北野沢風力発電事業更新計画環境影響評価方法書に対する意見について (2) (仮称) 野辺地風力発電事業更新計画環境影響評価方法書に対する意見について
第9回	R5.3.30	諮問 答申	(仮称) 横浜町風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見について

資料：県環境保全課

3 青森県公害審査会

公害紛争処理法の規定により、昭和45年11月に青森県附属機関に関する条例に基づき設置されており、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行います。

同審査会は、令和5年3月31日現在、学識経験者12人で組織しています。

令和4年度に同審査会が受け付けた事件はありません。

なお、令和4年度までに処理された事件は、調停事件8件、仲裁事件1件の計9件で、処理結果は調停成立3件、調停打切り4件、和解による仲裁申請取下げ1件となっています。